

少年自然の家・青年の家（5施設）

県立青少年教育施設関係資料

教育振興部生涯学習課

目 次

1	県立青少年教育施設の配置図	1
2	教育機関設置条例	2
3	青少年の体験活動の規定について (学校教育法・社会教育法)	3
4	学習指導要領における体験活動に関する記載	4
5	中教審(答申)・第2期千葉県教育振興基本計画抜粋	9
6	青少年の自然体験をめぐる状況	10
7	これまでの経緯	11
8	各青少年教育施設の特徴	12
9	利用状況(利用者数・宿泊者数)	15
10	利用状況(稼働率)	17
11	利用料金	18
12	各施設の費用	19
13	宿泊を備えた「市立青少年教育施設」の設置状況	20
14	各青少年教育施設の市町村別利用割合	21
15	全国の状況、千葉県の年少人口の推移	22

県立青少年教育施設（少年自然の家・青年の家）

手賀の丘少年自然の家(柏市)

『手賀沼の自然観察・ラート体験』

- 隣接する約 26ha の自然の森林を生かした手賀の丘公園を活用した自然体験活動や環境学習の拠点。
- ラート体験ができる、県内唯一の施設。
- プラネタリウム学習。



水郷小見川少年自然の家(香取市)

『水に親しみ、星と語る』

- 水郷地域でのリバーカヤック体験や歴史探訪。
- 施設内プールでの初心者向けカヌー体験。
- ボランティアとして多くの高校生が活躍。
- プラネタリウム学習



東金青年の家(東金市)

『東金の里山とふれあう』

- 近隣の里山や畑を活用したプログラム。
- 石窯を使ったピザ焼きなどの野外料理体験。
- 音楽系の主催事業を中心に、青少年の文化体験の普及拡大を図る。
- 通学合宿のパイオニアとして 4 事業を展開。



君津亀山少年自然の家(君津市)

『癒しの森でハイキング』

- 施設内の雑木林等、雄大な自然を活用した自然体験活動プログラムや環境学習プログラムの実施。
- ドラム缶ピザ窯によるピザ焼き体験等、野外炊事プログラムの充実。
- 地域団体と連携した事業やプログラムの展開。
- プラネタリウム学習



鴨川青年の家(鴨川市)

『海洋スポーツ(カッター・シーカヤック体験)』

- カッターやシーカヤックを中心とした海洋プログラムの充実。
- 歴史探訪や房総の地学が学べるハイキングコースの充実。
- 鴨川地域との連携による多彩な活動プログラム。
- 県内最大の収容人員。大規模団体の受入れ可能。



○教育機関設置条例（昭和32年4月1日条例第4号）

第六節の二 少年自然の家

追加〔昭和五四年条例三八号〕

（目的）

第二十一条の三 少年自然の家は、団体生活を通じて少年を自然に親しませ、少年の健全な育成を図ることを目的とする。

追加〔昭和五四年条例三八号〕

（名称及び位置）

第二十一条の四 少年自然の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県立手賀の丘少年自然の家	柏市
千葉県立水郷小見川少年自然の家	香取市
千葉県立君津亀山少年自然の家	君津市

追加〔昭和五四年条例三八号〕、一部改正〔昭和六〇年条例三八号・平成四年七四号・九年七号・一六年五一号・一七年四四号・一〇一号〕

（業務）

第二十一条の五 少年自然の家は、次に掲げる事業を行う。

- 一 少年の団体生活訓練に関する事。
- 二 少年の自然観察、自然探究その他の自然に親しむ学習活動の指導に関する事。
- 三 少年の体育、レクリエーション及び野外活動の指導に関する事。
- 四 少年教育指導者の研修に関する事。
- 五 前各号に掲げるもののほか、少年自然の家の目的を達成するために必要な事業
追加〔昭和五四年条例三八号〕、一部改正〔平成三年条例二三号・一六年五一号・一八年二七号〕

第七節 青年の家

全部改正〔昭和三六年条例一〇号〕、一部改正〔昭和四八年条例三七号〕

（目的）

第二十二条 青年の家は、団体生活を通じて青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

全部改正〔昭和三六年条例一〇号〕

（名称及び位置）

第二十三条 青年の家の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県立東金青年の家	東金市
千葉県立鴨川青年の家	鴨川市

全部改正〔昭和三六年条例一〇号〕、一部改正〔昭和四五年条例四一号・四七年一五号・五二年一三号・五七年四一号・六三年一五号・平成一七年三〇号・一八年二七号〕

（業務）

第二十四条 青年の家は、次に掲げる事業を行う。

- 一 青少年の団体生活訓練に関する事。
- 二 青少年の生活指導及び技術指導に関する事。
- 三 青少年指導者の研修に関する事。
- 四 前各号に掲げるもののほか、青年の家の目的を達成するために必要な事業
全部改正〔昭和三六年条例一〇号〕、一部改正〔昭和四五年条例四一号・六三年一五号・平成元年一四号・二年一五号・一八年二七号〕

青少年の体験活動に関する規定について

○学校教育法（抄）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三～十 （略）

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

※ 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校にも準用。

○社会教育法（抄）

（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）

（国及び地方公共団体の任務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

（市町村の教育委員会の事務）

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一 ～十三 （略）

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五～十九 （略）

新学習指導要領における体験活動に関する記載

○小学校学習指導要領（平成20年3月）（抄）

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

- 2 (略) 道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。
 - (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、児童の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

第3章 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - (2) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

第5章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 - (3) 自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
 - (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。
 - (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第6章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学校行事〕

2 内容

全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(4) 遠足・集団宿泊的行事

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

※解説（抜粋）

(カ) 宿泊を伴う行事を実施する場合は、通常の学校生活で行うことのできる教育活動はできるだけ除き、その環境でしか実施できない教育活動を豊富に取り入れるように工夫する。また、集団宿泊活動については、望ましい人間関係を築く態度の形成などの教育的な意義が一層深まるとともに、高い教育効果が期待されることなどから、学校の実態や児童の発達の段階を考慮しつつ、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）にわたって行うことが望まれる。その際、児童相互のかかわりを深め、互いのことをより深く理解し、折り合いを付けるなどして人間関係などの諸問題を解決しながら、協調して生活することの大切さが実感できるようにする。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) (略) また、各教科、道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(4) [学校行事]については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

○中学校学習指導要領（平成20年3月）（抄）

第1章 総則

第1 教育課程編成の一般方針

2 (略) 道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やまじりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮し

なければならない。

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 各教科等の指導に当たっては、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した問題解決的な学習を重視するとともに、生徒の興味・関心を生かし、自主的、自発的な学習が促されるよう工夫すること。

第3章 道徳

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (2) 職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、生徒の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。
- (6) 学校図書館の活用、他の学校との連携、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携、地域の教材や学習環境の積極的な活用などの工夫を行うこと。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学校行事〕

2 内容

全校又は学年を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

- (4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

- (5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) (略) また、各教科、道徳及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

- (3) [学校行事]については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

○高等学校学習指導要領（平成21年3月）（抄）

第1章 総則

第1款 教育課程編成の一般方針

- 4 学校においては、地域や学校の実態等に応じて、就業やボランティアにかかわる体験的な学習の指導を適切に行うようにし、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養に資するものとする。

第4章 総合的な学習の時間

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (3) 自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること。
- (4) 体験活動については、第1の目標並びに第2の各学校において定める目標及び内容を踏まえ、問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[学校行事]

2 内容

全校若しくは学年又はそれらに準ずる集団を単位として、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を行うこと。

(4) 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるような活動を行うこと。

(5) 勤労生産・奉仕的行事

勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、就業体験などの職業観の形成や進路の選択決定などに資する体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこと。

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) (略) また、各教科・科目や総合的な学習の時間などの指導との関連を図る

とともに、家庭や地域の人々との連携、社会教育施設等の活用などを工夫すること。その際、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験的な活動や就業体験などの勤労にかかわる体験的な活動の機会をできるだけ取り入れること。

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(3) 【学校行事】については、学校や地域及び生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、入学から卒業までを見通して、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、幼児、高齢者、障害のある人々などとの触れ合い、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気付いたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること。

※ 上記の他、各教科の部分で、体験的な学習の必要性について随所に記載がある。

※ 特別支援学校については、原則として小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に準することとしている。

中央教育審議会（答申）H25.1

「今後の青少年の体験活動の推進について」より抜粋

（「社会を生き抜く力の」の養成）

- 体験活動は教育効果が高く、幼少期から青年期まで多くの人とかかわりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養うという効果があり、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠である。

（体験活動の機会の創出）

- 体験活動は人づくりの“原点”であるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に、人間的な成長に不可欠な体験を経験させるためには、教育活動の一環として、体験活動の機会を意図的・計画的に創出することが求められている。

（課題を抱える青少年への対応）

- 体験活動は、ニート・引きこもり等の青少年が抱える様々な課題の解決の一つのアプローチとして、また、課題の未然防止のためにも有効である。（略）
- また、いじめの問題については、自然や地域社会と深くかかわる機会の減少や集団活動の不足等により、人間関係をうまく作れない、規範意識が欠けている、些細なことでも感情を抑制できないなど、いじめを生む要因となっているという指摘がある。いじめの未然防止のためには、様々な体験活動を通じて、子どもの社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな人間性を育み、人間関係形成力を育成することが重要である。

第2期千葉県教育振興基本計画（H27.2 策定）

プロジェクトI-2-（3）より抜粋

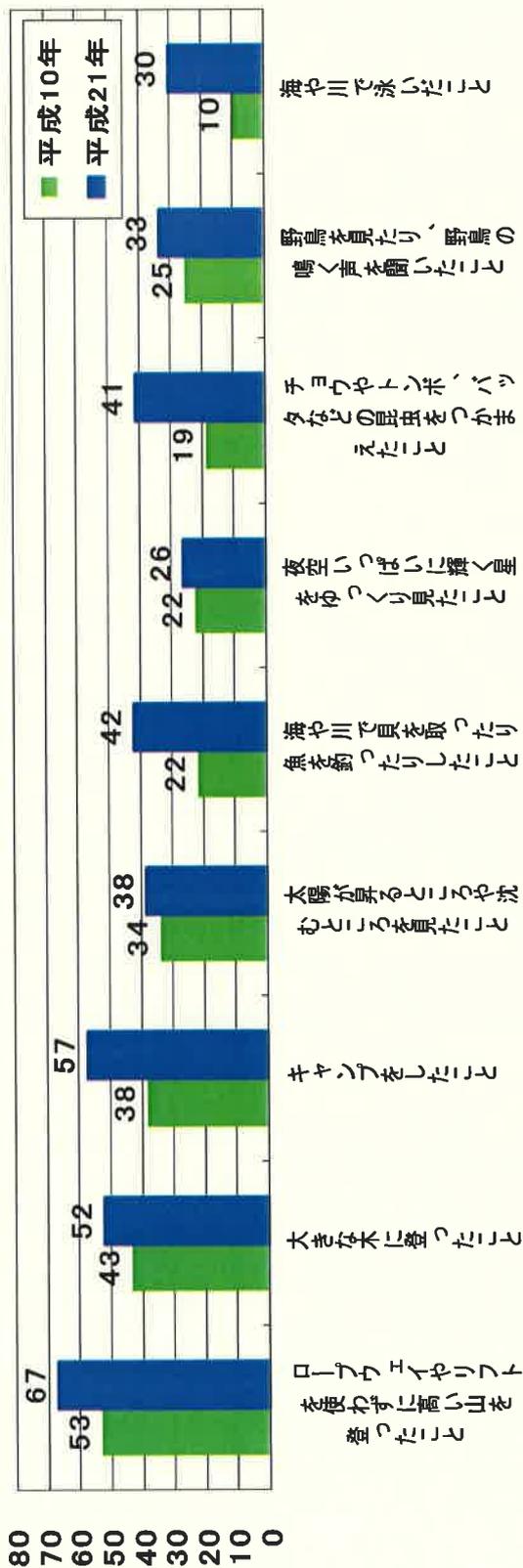
（3）豊かな人間性を育む体験活動の推進

自然や人・社会等と直接関わり、五感を通して学ぶことができる体験活動は、子どもたちに大きな感動を与え、豊かな人間性を育みます。さらには、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーション能力、豊かな感性や優しさ、思いやりなどを育成します。（略）

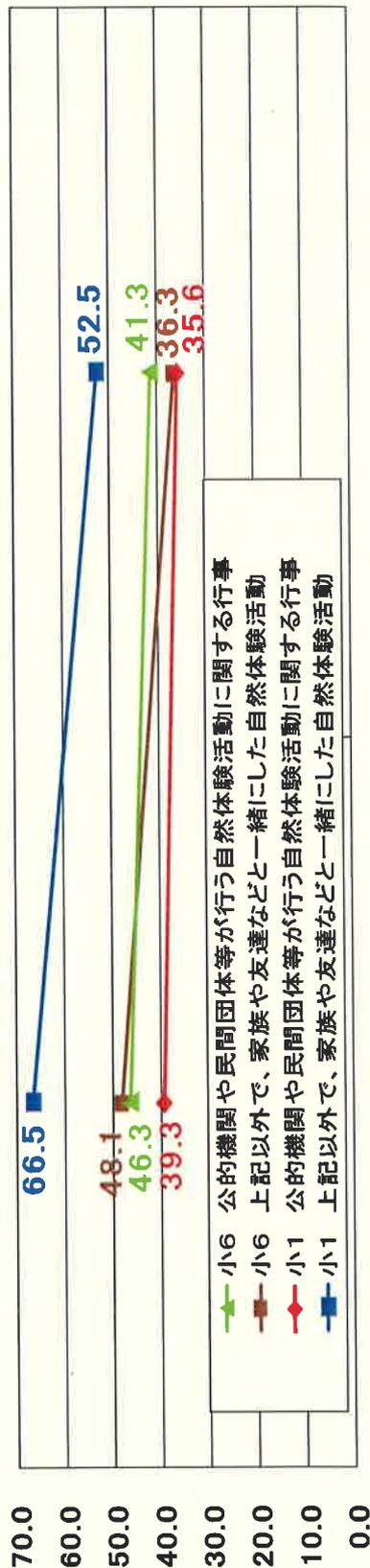
青少年の自然体験をめぐる状況

自然体験を行ったことのある青少年の割合が年々減少

○次の自然体験について「ほとんどしたことがない」割合



○夏休みにおける自然体験活動への参加割合



平成14年

平成21年

(独)国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等と自立に関する実態調査」(平成22年10月)

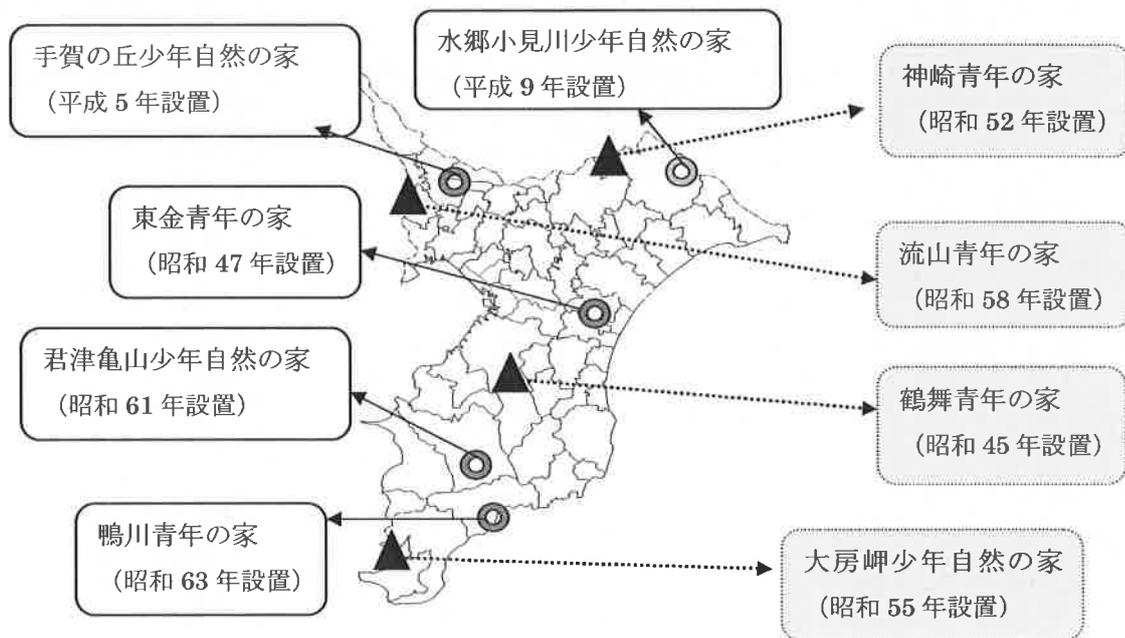
これまでの経緯

県立青少年教育施設は、少年自然の家が4所と青年の家が5所の9所体制であったが、平成16年度から19年度にかけ4所を廃止し、現在の5所体制となった。

- 流山青年の家→平成16年度末に廃止（流山市へ移譲）
- 神崎青年の家→平成16年度末に廃止（神崎町へ移譲）
- 鶴舞青年の家→平成17年度末に廃止（市原市へ移譲）
- 大房岬少年自然の家→平成19年度末に廃止（南房総市へ移譲）

○ 既存施設

▲ 廃止施設



< 指定管理者制度導入 (H20～) >

施設名	H20. 4～H23. 3	H23. 4～H28. 3	H28. 4～H33. 3
手賀の丘少年自然の家	アクティオ(株)	アクティオ(株)	アクティオ(株)
水郷小見川少年自然の家	小学館集英社プロダクショングループ	小学館集英社プロダクショングループ	小見川フィールズパートナーズ(国際自然大学校グループ)
君津亀山少年自然の家	千葉自然学校グループ	千葉自然学校グループ	千葉自然学校グループ
東金青年の家	ワーカーズコープ	(株)オーエンス	(株)オーエンス
鴨川青年の家	千葉県教育振興財団グループ	千葉県教育振興財団グループ	(公財)千葉県教育振興財団

各県立青少年教育施設の特徴

手賀の丘少年自然の家（柏市）平成5年設置 <宿泊定員300人>

- 人口規模の大きい東葛エリアに位置しながら、隣接する面積約26haの自然の森林を生かした手賀の丘公園を活用した、豊かな自然を活用した自然体験活動プログラム
- 手賀沼が近く、環境学習の拠点として活用が可能。
- ラート競技を体験できる県内唯一の施設
- 地域住民による施設ボランティアの充実、ボランティア企画事業の展開
- 小学校の教育課程に対応した学習プラネタリウム

<ラート体験>



<プラネタリウム鑑賞>



水郷小見川少年自然の家（香取市）平成9年設置 <宿泊定員264人>

- 水郷地域におけるリバーカヤック体験や歴史探訪
- 施設内のカヌー用プールによる初心者向けカヌー体験
- 初心者向けからツーリングまで、カヌーに関する多くの主催事業
- 広大な芝生広場では、地域住民によるグランドゴルフ大会等の地域と連携
- 小学校の教育課程に対応した学習プラネタリウム

<黒部川でのカヌー体験>



<施設内でのカヌー体験>



君津亀山少年自然の家（君津市） 昭和61年設置 <宿泊定員300人>

○房総丘陵のほぼ真ん中に位置し、施設内に雑木林を持つなど、雄大な自然を活用した自然観察等の自然体験活動の充実

○ドラム缶ピザ窯作り等、野外炊事プログラムの充実

○森を活用した子ども向け主催事業を多く実施

○地域団体と連携した事業やプログラムの展開

○小学校の教育課程に対応した学習プラネタリウム

<森の中でのキャンプファイヤー>

<野外炊飯>



東金青年の家（東金市） 昭和47年設置 <宿泊定員200人>

○近隣にある里山や畑を活用した自然体験活動プログラムの展開

○石窯を用いたピザ作り等、野外料理体験プログラムの充実

○通学合宿を複数回実施するなど、県内通学合宿のパイオニアとしての成果

○主催事業で「おもてなしカレッジ」を実施するなど、多彩な主催事業を展開

<テント泊のキャンプ体験>

<石窯ピザ作り>



鴨川青年の家（鴨川市） 昭和63年設置 <宿泊定員360人>

- カヌー、シーカヤック研修を中心とした海洋プログラムの充実。
- 歴史探訪や地理を学べる等のハイキングコースの充実。
- 鴨川地域との連携による多彩な活動プログラムを紹介。
- 県内最大の収容人員による大規模団体の受入れ。

<雄大な太平洋でのカッター体験>

<シーカヤック>



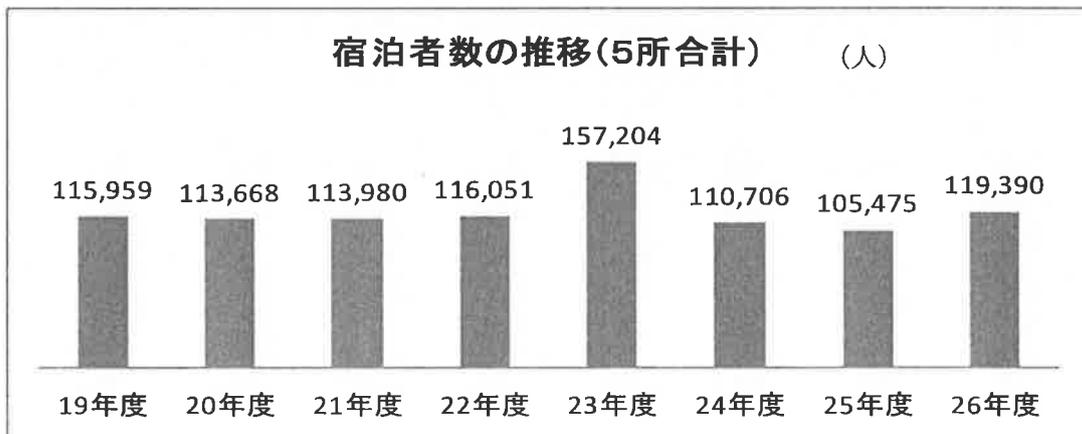
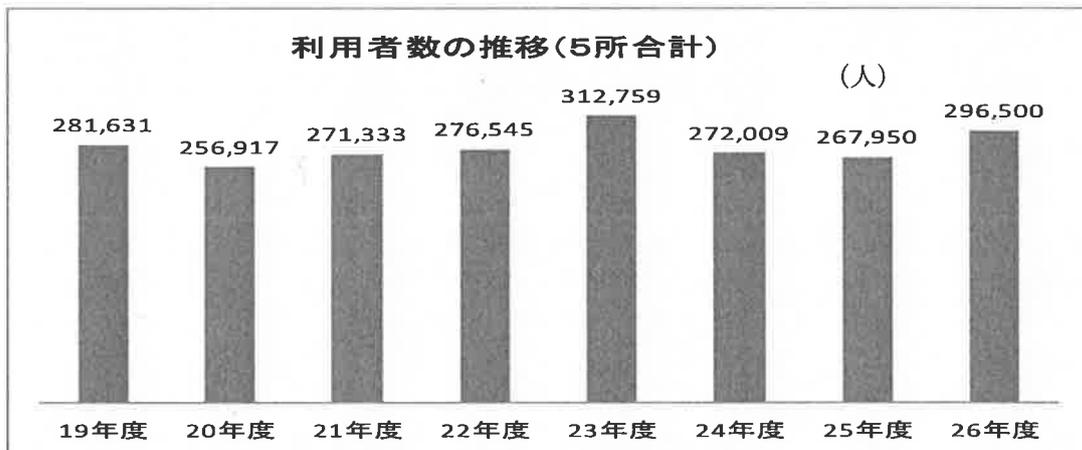
<野外炊飯>

<カッター帰港>

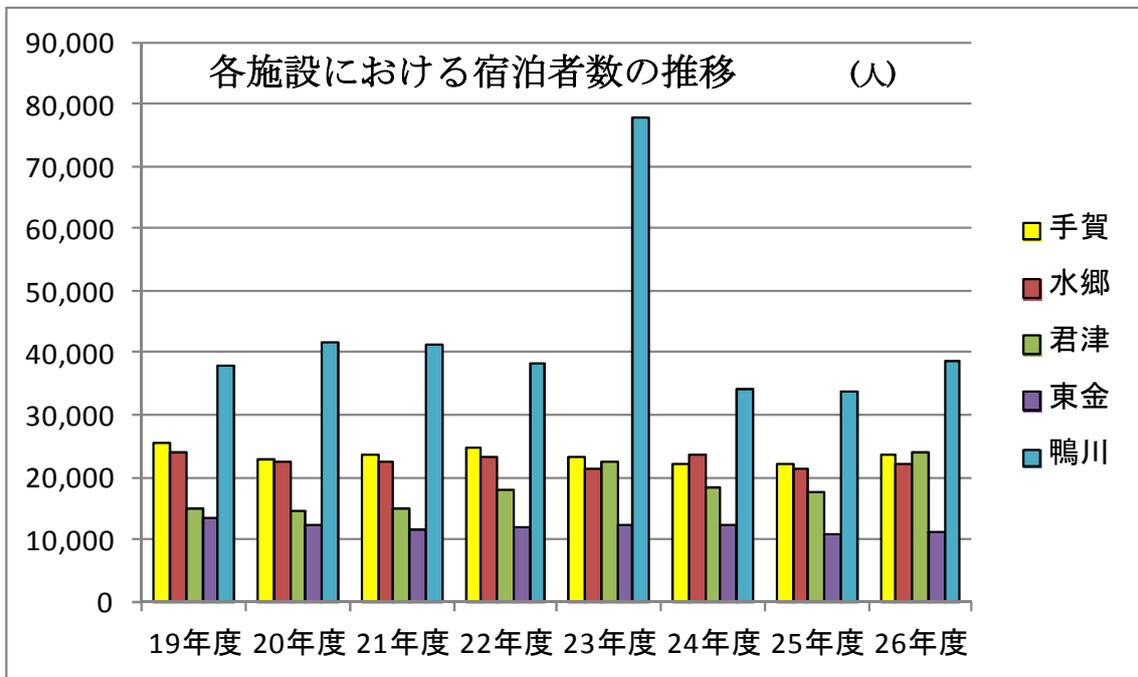
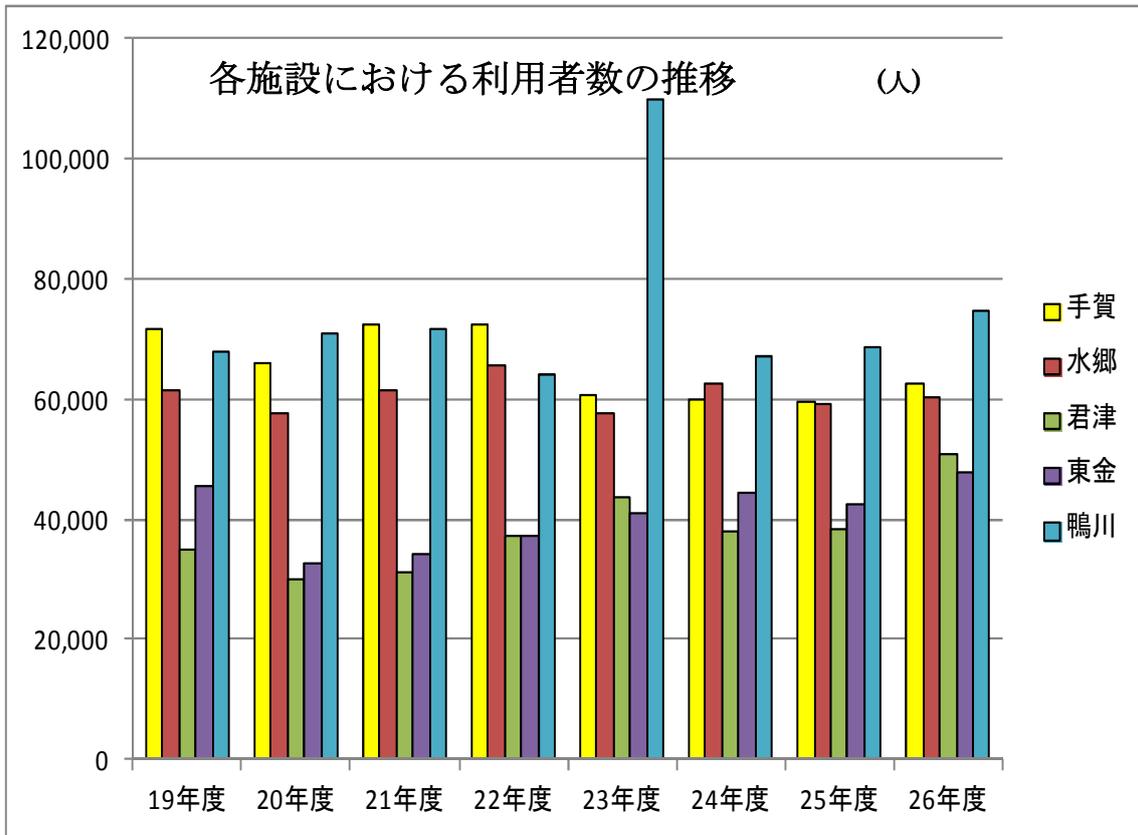


県立青少年教育施設の利用者数、宿泊者数の推移（平成19年度～26年度）

		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
手賀の丘少年 自然の家	利用者数	71,552	65,912	72,473	72,405	60,821	59,750	59,563	62,724
	宿泊者数	25,559	22,933	23,551	24,682	23,402	22,256	22,074	23,575
水郷小見川少 年自然の家	利用者数	61,417	57,508	61,553	65,780	57,688	62,462	59,160	60,288
	宿泊者数	24,045	22,653	22,549	23,304	21,190	23,525	21,328	22,074
君津少年自然 の家	利用者数	35,024	29,865	31,274	37,093	43,677	38,090	38,213	50,892
	宿泊者数	15,044	14,389	15,003	17,939	22,306	18,462	17,590	23,981
東金青年の家	利用者数	45,602	32,627	34,344	37,218	40,817	44,463	42,456	47,965
	宿泊者数	13,364	12,143	11,406	11,971	12,371	12,227	10,627	10,992
鴨川青年の家	利用者数	68,036	71,005	71,689	64,049	109,756	67,244	68,558	74,631
	宿泊者数	37,947	41,550	41,471	38,155	77,935	34,232	33,856	38,768
合計	利用者数	281,631	256,917	271,333	276,545	312,759	272,009	267,950	296,500
	宿泊者数	115,959	113,668	113,980	116,051	157,204	110,702	105,475	119,390

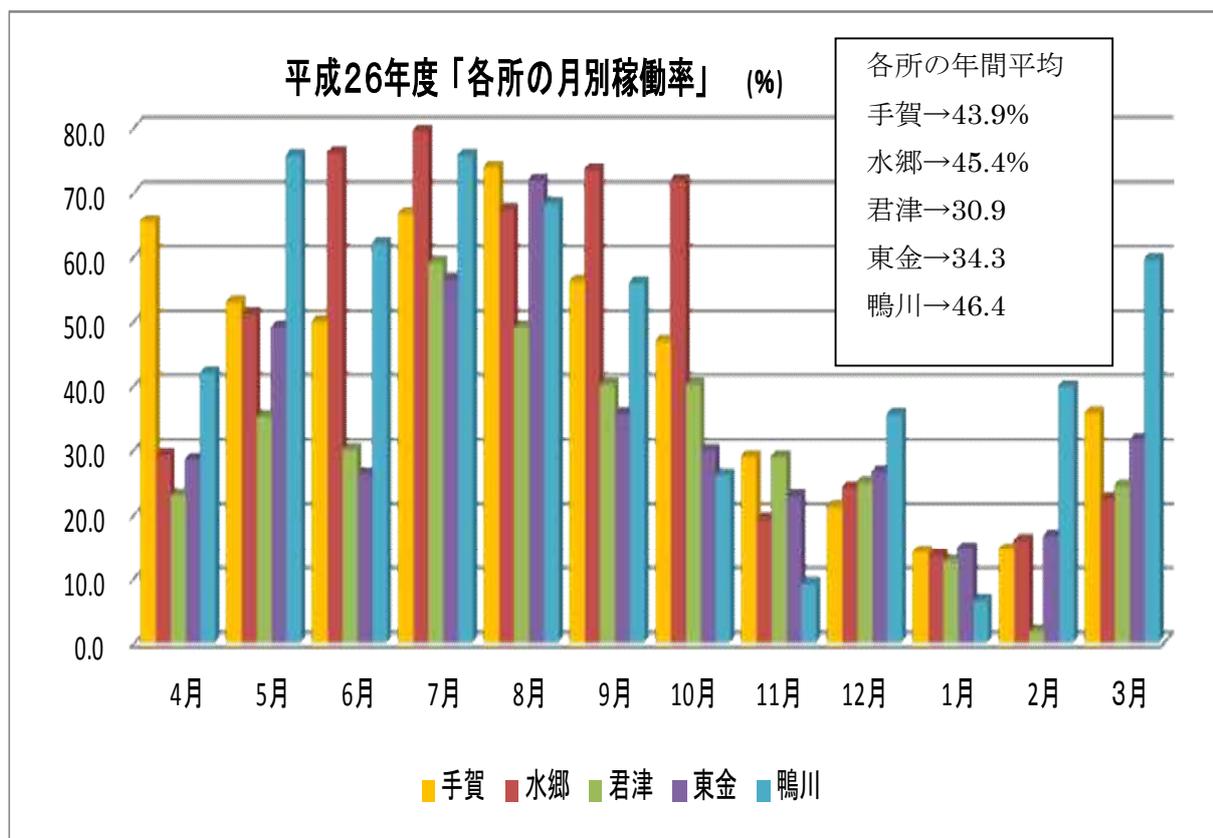
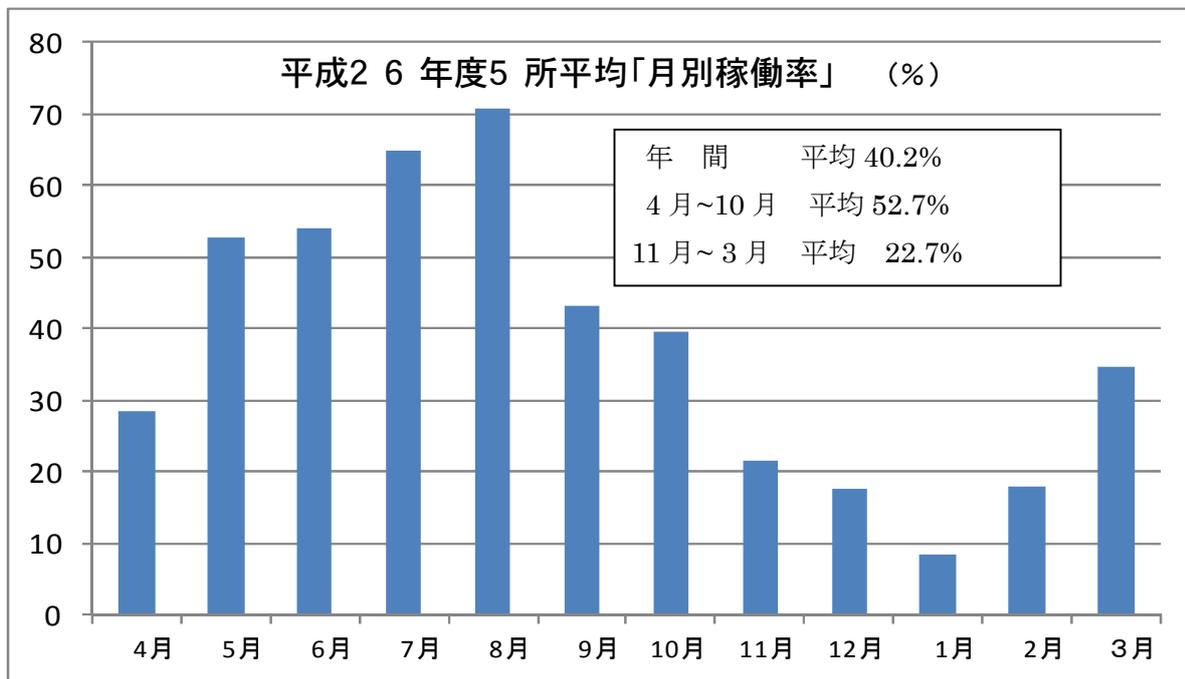


*平成23年度は鴨川青年の家において、東日本大震災の避難者受け入れによる増



平成 23 年度は鴨川青年の家において、東日本大震災の避難者受け入れによる増

<稼働率>



* 月別稼働率=月別利用室数÷月別利用可能室数×100 * 小数第2位を四捨五入

【利用料金】(条例で定められた利用料金)

H27. 4. 1現在

手賀の丘少年自然の家

区分		利用料金 (円)
宿泊施設使用料	一般	820
	児童生徒等	300
多目的ホール(300人) *1時間あたり	一般利用	2,190
和室1~4(18畳) *1室1時間あたり	一般利用	200
創作室1(48人) *1時間あたり	一般利用	540
創作室2(24人) *1時間あたり	一般利用	410
体育館 *1時間あたり	一般利用	670
キャンプ用サイト *テント一張り	一般利用	300
プラネタリウム 1人1回	一般利用	200

東金青年の家

区分		利用料金 (円)
宿泊施設使用料	一般	820
	児童生徒等	300
研修室大(5・6)(50人) *1時間あたり	一般利用	470
研修室中(3・4)(30人) *1時間あたり	一般利用	260
研修室小(1・2) (20人)*1時間あたり	一般利用	200
和室(20人) *1時間あたり	一般利用	370
視聴覚室(100人) *1時間あたり	一般利用	670
講堂(150人) *1時間あたり	一般利用	1,190
体育館 *1時間あたり	一般利用	670
テントサイト *テント一張り	一般利用	300

水郷小見川少年自然の家

区分		利用料金 (円)
宿泊施設使用料	一般	820
	児童生徒等	300
研修室(大)(54人) *1時間あたり	一般利用	510
研修室(中)(36人) *1時間あたり	一般利用	410
和室(大)(21畳) *1時間あたり	一般利用	300
和室(小)(12) *1時間あたり	一般利用	150
オリエンテーション室(200人)	一般利用	1,230
創作室(36人) *1時間あたり	一般利用	300
体育館 *1時間あたり	一般利用	670
キャンプ用サイト *テント一張り	一般利用	300
プラネタリウム 1人1回	一般利用	200

鴨川青年の家

区分		利用料金 (円)
宿泊施設使用料	一般	820
	児童生徒等	300
第1研修室(90人) *1時間あたり	一般利用	540
第2・3・6~10研修室(30人) *1時間あたり	一般利用	260
第4・5研修室(60人) *1時間あたり	一般利用	410
第11・12研修室(28畳) *1時間あたり	一般利用	340
会議室 *1時間あたり	一般利用	180
オリエンテーション室(360人) *1時間あたり	一般利用	670
創作室*1時間あたり	一般利用	260
視聴覚室(50人) *1時間あたり	一般利用	370
トレーニングルーム *1時間あたり	一般利用	670
体育館 *1時間あたり	一般利用	670
キャンプ用サイト *テント一張り	一般利用	300

君津亀山少年自然の家

区分		利用料金 (円)
宿泊施設使用料	一般	820
	児童生徒等	300
研修室(200人) *1時間あたり	一般利用	1,260
和室研修室(30人) *1時間あたり	一般利用	440
創作室(54人) *1時間あたり	一般利用	850
体育館 *1時間あたり	一般利用	670
キャンプ用サイト *テント一張り	一般利用	300
プラネタリウム 1人1回	一般利用	200

○小中学校、高等学校は、宿泊施設以外の利用料金は、無料である。

○食事代、シーツ代等は別途発生する。

○中学生以下の場合、

1泊2食で約1,700円ほどで利用できる。

(宿泊料、シーツ代、食費2食代)

各施設の1泊2日(2食)の場合の費用

手賀の丘少年自然の家

区分	小学生	中学生	高校生	一般利用
宿泊料金	300	300	300	820
夕食	670	700	700	700
朝食	470	500	500	500
シーツ代	200	200	200	200
計	1,640	1,700	1,700	2,220

水郷小見川少年自然の家

区分	小学生	中学生	高校生	一般利用
宿泊料金	300	300	300	820
夕食	710	710	710	710
朝食	500	500	500	500
シーツ代	200	200	200	200
計	1,710	1,710	1,710	2,230

君津亀山少年自然の家

区分	小学生	中学生	高校生	一般利用
宿泊料金	300	300	300	820
夕食	700	700	750	750
朝食	500	500	550	550
シーツ代	180	180	180	180
計	1,680	1,680	1,780	2,300

東金青年の家

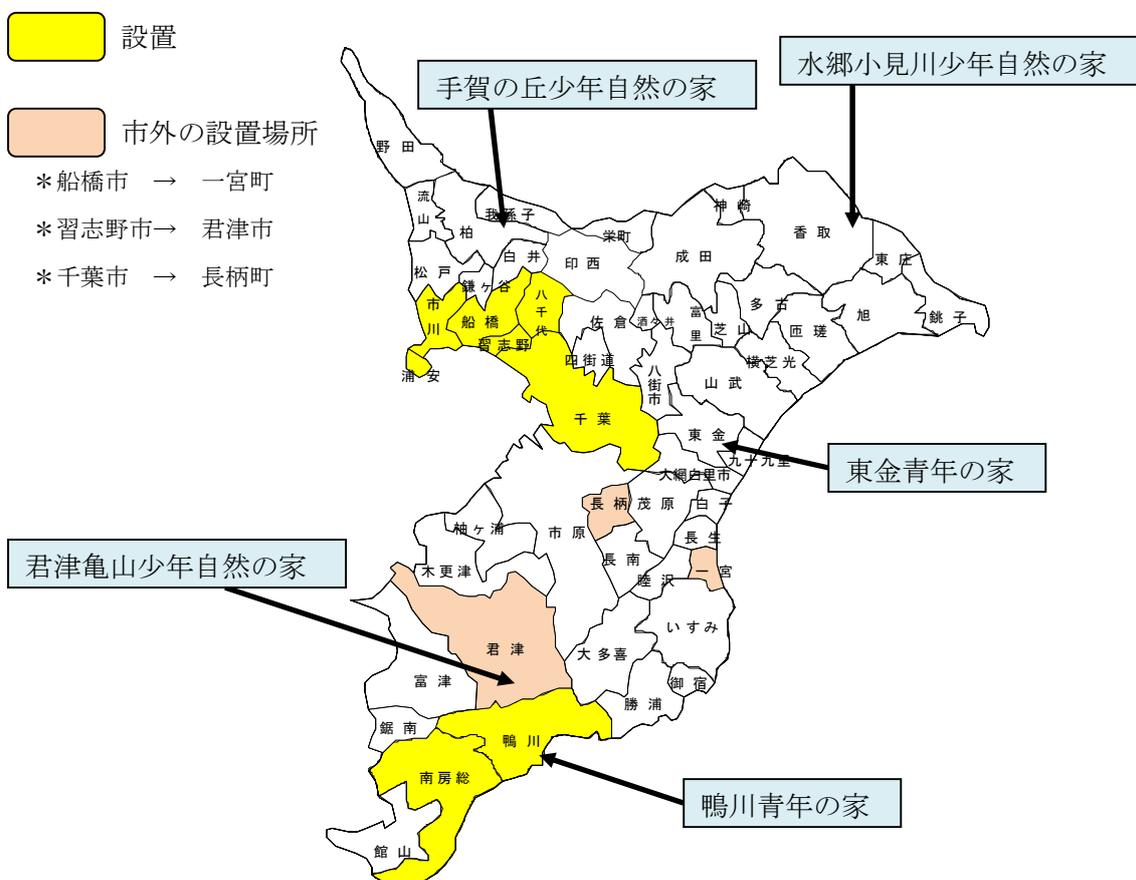
区分	小学生	中学生	高校生	一般利用
宿泊料金	300	300	300	820
夕食	720	720	720	720
朝食	510	510	510	510
シーツ代	250	250	250	250
計	1,780	1,780	1,780	2,300

鴨川青年の家

区分	小学生	中学生	高校生	一般利用
宿泊料金	300	300	300	820
夕食	670	700	700	700
朝食	470	500	500	500
シーツ代	200	200	200	200
計	1,640	1,700	1,700	2,220

* 食費、シーツ代については、各所で料金設定を行っている。

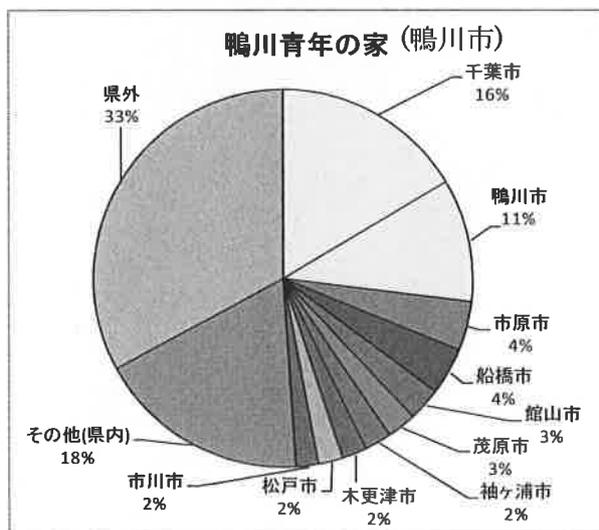
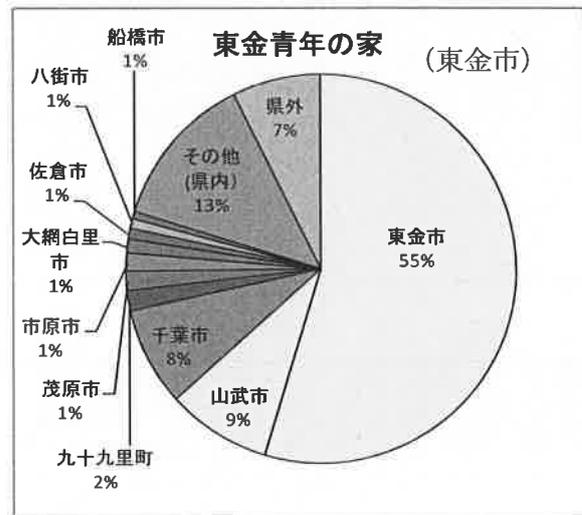
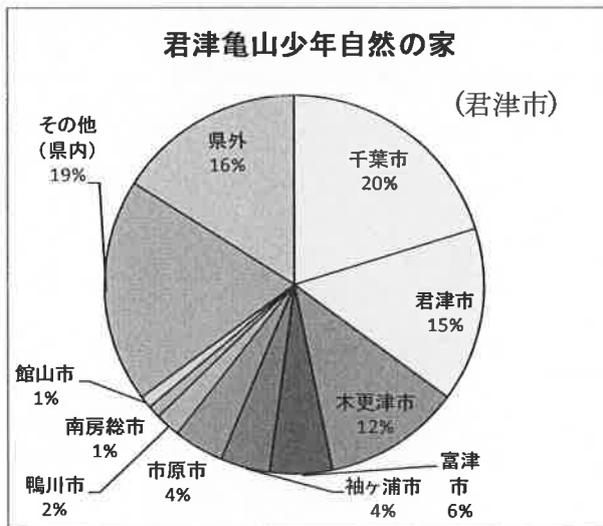
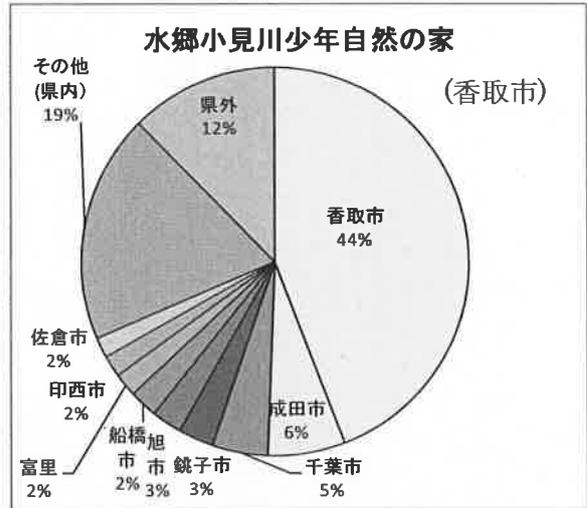
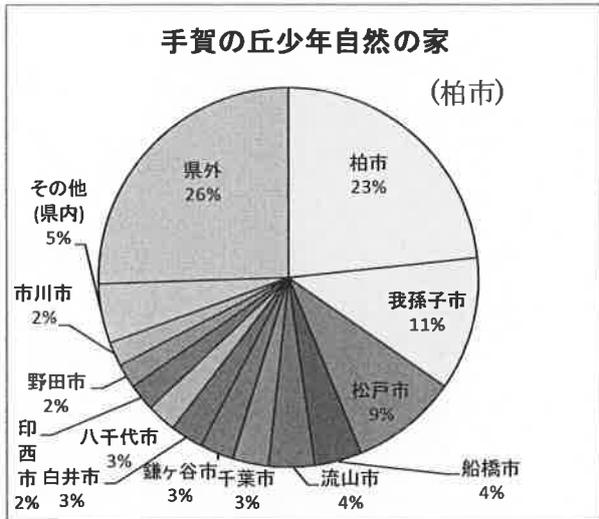
宿泊を備えた「市立青少年教育施設」の設置状況



自治体名	施設名	所在地	宿泊定員	市外・市内利用の差		①宿泊利用者数(人)	②日帰り利用者数(人)	③利用者数(人)
				利用料金	予約時期等			
千葉市	千葉市少年自然の家	長柄町	394人	無	有	80,843	4,288	85,131
習志野市	習志野市立鹿野山少年自然の家	君津市	200人	有	有	17,763	0	17,763
八千代市	八千代少年自然の家	八千代市	210人	市外受入不可		6,924	5,504	12,428
船橋市	船橋市立一宮少年自然の家	一宮町	200人	有	有	19,105	112	19,217
市川市	市川市少年自然の家	市川市	210人	有	有	9,314	4,159	13,473
浦安市	浦安市青少年交流センター	浦安市	88人	有	有	8,014	23,106	31,120
鴨川市	鴨川市青少年研修センター	鴨川市	31人	有	無	400	349	749
南房総市	南房総市大房少年自然の家(旧県立施設)	南房総市	200人	有	無	13,664	1,431	15,095

*①②③は、平成25年度実績(平成26年度千葉県社会教育調査より)

各青少年教育施設の市町村別利用割合 (平成26年度)



*団体数で算出

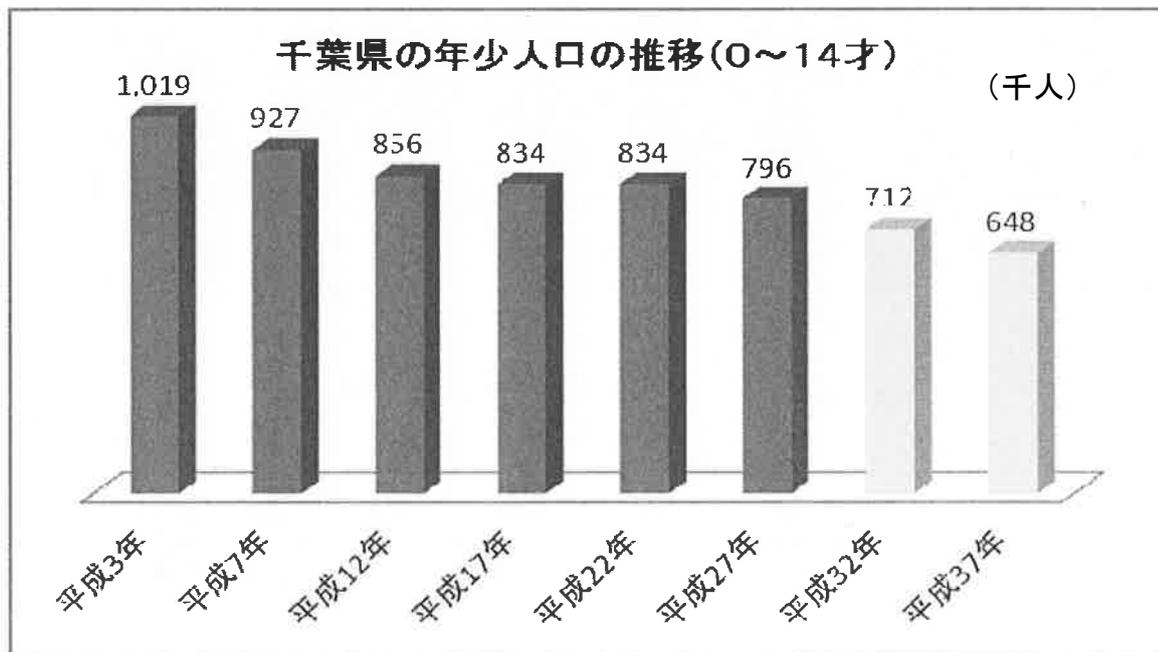
<全国の状況>

○全国の道府県立青少年教育施設は、146施設あり、平均は3.2施設である。
○指定管理者制度導入施設は、96施設であり、66%の施設が指定管理者制度を導入している。

<道府県立青少年教育施設数と指定管理者導入施設数>

施設数	* 道府県名の○内の数字は指定管理者制度導入施設数、道府県名の後ろに○がつかない場合は、全て直営施設
1	京都① 大阪① 兵庫 奈良 広島 徳島① 愛媛①
2	青森 新潟 三重② 鳥取 島根① 岡山② 香川 大分
3	岩手③ 宮城 福島① 神奈川③ 富山③ 滋賀③ 和歌山③ 高知① 福岡 佐賀③ 宮崎③
4	茨城④ 栃木② 群馬① 石川④ 山梨④ 長野④ 静岡② 愛知④ 山口④ 熊本④ 鹿児島
5	千葉⑤ 秋田② 福井
6	山形① 埼玉④ 長崎⑥ 沖縄⑥
7	北海道⑦

*平成26年4月1日現在 (平成26年愛知県調査結果より)
*東京都、岐阜県は施設がないため調査対象から除く



*平成3年~平成27年は、千葉県年齢・町丁字別人口より
*平成32年、平成37年は日本の地域別将来推計人口(平成25年3月)国立社会保障・人口問題研究所より